

(様式－１)

(令和７年４月改訂)

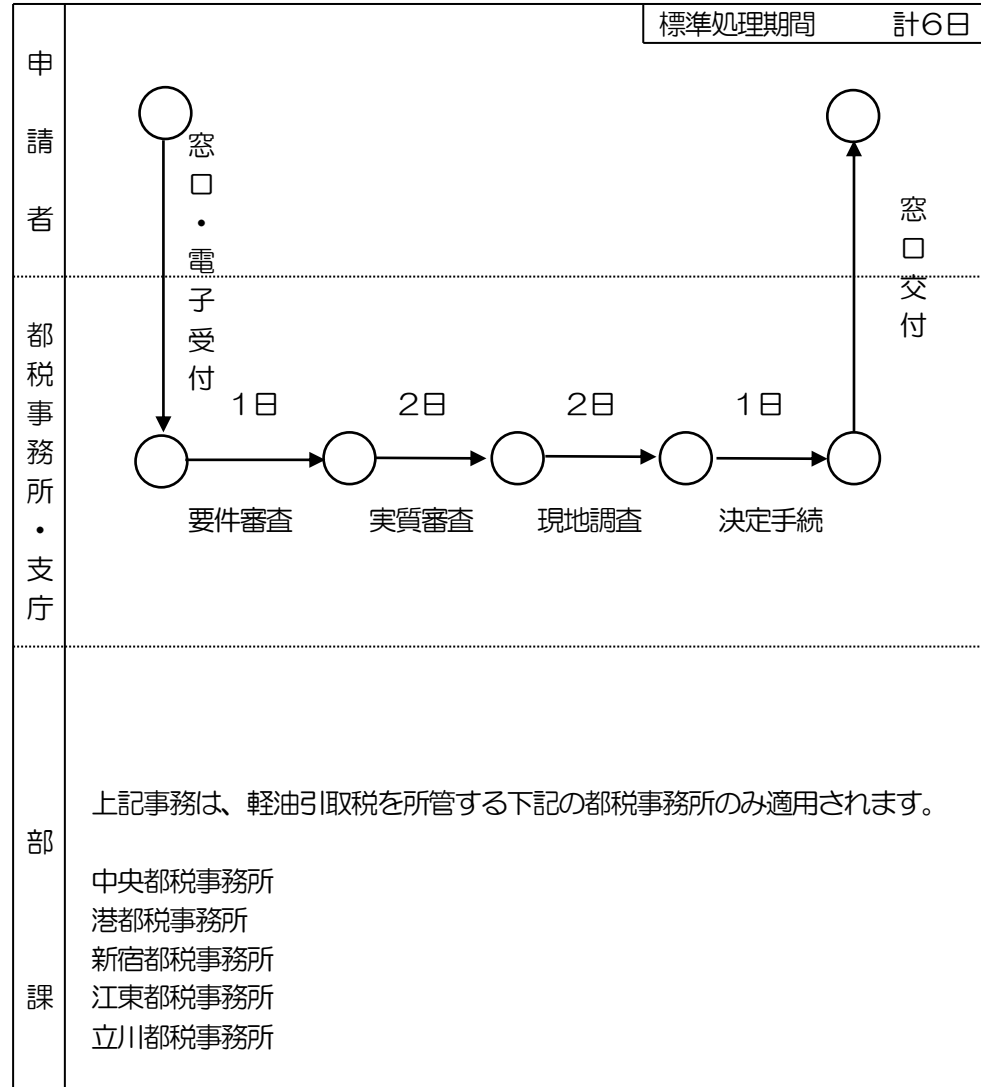
事務処理フロー図

事務名 免税軽油使用者証交付事務

作成部署 主税局課税部課税指導課軽油引取税班 電話 5388-3049

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類が揃っているかどうか審査します。
2	実質審査	使用者としての要件及び申請機械等が法令に適合しているか調査します。
3	現地調査	申請機械等に、不一致がないか、又、用途が適正かどうか現況確認を行います。
4	決定手続	交付の諾否について、都税事務所主管課長が決定します。
5	交付	申請者に免税軽油使用者証を交付します。
6		
7		
8		
9		
10		